

平成 2 9 年 第 4 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 2 日

平成29年12月13日（水曜日） 開 議 午前 9時29分

散 会 午前 10 時 34 分

◎議事日程（第2号）

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度紀
の川市一般会計補正予算（第 3 号））

報告第 10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀
の川市一般会計補正予算（第4号））

議案第 109 号 教育委員会委員の任命について

議案第 110 号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について

議案第 111 号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 112 号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 3 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 114 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 115 号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について

議案第 116 号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

議案第 117 号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止について

議案第 118 号 平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算（第 5 号）につ
いて

議案第 119 号 平成 29 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第 2 号）について

議案第 120 号 平成 29 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 121 号 平成 29 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第122号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

議案第123号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）について

議案第124号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

議案第125号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）
について

議案第126号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第
1号）について

議案第127号 紀の川市道路線の廃止について

議案第128号 紀の川市道路線の廃止について

議案第129号 紀の川市道路線の認定について

議案第130号 紀の川市道路線の認定について

議案第131号 紀の川市道路線の認定について

議案第132号 紀の川市道路線の認定について

議案第133号 紀の川市道路線の認定について

議案第134号 紀の川市道路線の認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗 彦	3番 仲 谷 妙 子
4番 船 木 孝 明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順 治	8番 並 松 八 重	9番 中 村 ま き
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜 之
13番 高 田 英 亮	14番 川 原 一 泰	15番 森 田 幾 久
16番 村 垣 正 造	17番 堂 脇 光 弘	18番 竹 村 広 明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊 則
22番 坂 本 康 隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長 中 村 慎 司 副市長 林 信 良

市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部次長	橋本好秀	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課課長補佐	岩本充晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（坂本康隆君） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、報告1、昨日の議会運営委員会において、会期中の議事日程について御協議いただき、決定された議事予定表をお手元に配付しております。

報告2、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、市長の専決処分事項報告の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告等がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので、御確認をいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）） から

議案第134号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））から、議案第134号 紀の川市道路線の認定についてまでの28議案を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

それでは、今定例会に提案いたしました28議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、専決処分に係る報告ということで、報告第9号と第10号につきましては、平成

29年度紀の川市一般会計補正予算に係るもので、衆議院解散に伴う総選挙、また台風21号、22号による災害復旧等に係る予算措置を行ったもので、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

次に、人事案件としまして、議案第109号は教育委員会委員の任期満了に伴う新たな委員1名の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、条例に関する議案で、議案第110号から議案第117号までの8議案について、主なものを申し上げますと、機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、または紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定などであり、それぞれ所要の改正の必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算に関する議案で、議案第118号から議案第126号までの9議案については、一般会計を初め、特別会計において、人事院勧告による職員給与の調整のほか、事業執行上緊急を要するものについて、所要の措置をお願いするものであります。

最後に、議案第127号から議案第134号までの8議案であります。京奈和自動車道の関連によるものなど、紀の川市市道路線の廃止、認定に係るもので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

森本企画部長。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） おはようございます。

議案書の1ページ、2ページをごらんください。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））について、平成29年9月28日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査が行われることになり、これに要する経費を速やかに予算措置する必要がありましたので、地方自治法の規定により、平成29年9月28日に専決処分を行ったものでございます。

別冊の平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,565万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ308億1,024万6,000円とするものでございます。

次に、別冊の平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページの歳入をごらんください。

15款、3項、1目、総務費委託金、4節、選挙費委託金、衆議院議員総選挙事務委託金を3,565万1,000円増額しております。

4ページから5ページの歳出をごらんください。

2款、4項、6目として衆議院議員総選挙費を設け、3,565万1,000円を増額しております。

以上が、平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。

続きまして、議案書の3ページ、4ページをごらんください。

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））について、平成29年10月に発生した、台風21号、22号により被害を受けた農林施設、市道等の災害復旧経費や、災害見舞金支給などに要する経費について、速やかに予算措置する必要がありましたので、地方自治法の規定により、平成29年10月31日に専決処分を行ったものでございます。

別冊の、平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,457万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ309億2,481万6,000円とするものでございます。第2条は地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、市債を増額しております。

3ページの歳出につきましては、急を要する事業について補正措置をしております。

4ページをごらんください。

第2表、地方債補正として、河川整備事業を追加し、公共土木施設、災害復旧事業の限度額を変更しております。

次に、別冊の平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

12款、1項、2目、農林業費分担金、1節、農業費分担金1,592万円の増額。農地災害復旧事業及び農業施設災害復旧事業に係る分担金でございます。

14款、1項、3目、災害復旧費国庫負担金、1節、公共土木施設災害復旧費負担金4,002万円の増額、土木施設災害復旧事業に係る負担金でございます。

15款、2項、4目、農林業費県補助金、1節、農業費補助金2,528万円の増額。農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業に係る補助金でございます。

4ページをごらんください。

歳出の主な事業について御説明申し上げます。

2款、1項、17目、基金費、基金積立事業では財源調整のため、財政調整基金積立金を8,536万9,000円減額しております。

3款、4項、1目、災害救助費、災害見舞金支給事業790万円の増額。豪雨により住宅に被害を受けた世帯に対する災害見舞金と、お亡くなりになられた方の遺族に対する災害弔慰金を予算措置しております。

5ページから6ページをごらんください。

11款、1項、1目、農地災害復旧費、農地災害復旧事業1、185万円の増額。豪雨により被災した農地3カ所の災害復旧に要する経費を増額しております。

2目、農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業5、295万6,000円の増額。豪雨により被災した農道3カ所、水路3カ所、ため池1カ所の災害復旧に要する経費と、農業用施設の復旧に対する補助金を増額しております。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業7、299万8,000円の増額。豪雨により被災した市道15路線の災害復旧に要する経費を増額しております。

13款、予備費につきましては、予見しがたい歳出予算の不足に充てるため、3,000万円を増額しております。

以上が、平成29年度一般会計補正予算（第4号）の主な内容でございます。御承認お願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第109号 教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをお開きください。

記といたしまして、住所、紀の川市久留壁207番地、氏名、長谷弘司、昭和30年8月8日生まれでございます。提案理由といたしまして、長谷弘司君を紀の川市教育委員会委員に任命するため、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案資料の1ページに略歴を載せさせていただいておりますので御高覧ください。

任期につきましては、平成30年1月28日から4年間となっております。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（登壇） おはようございます。

議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について提案説明申し上げます。

議案書の7ページから8ページをごらんください。

議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定についてですが、提案理由は、手話が言語であることを広く市民に周知し、手話への理解、促進等に関する基本理念を定め、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するためでございます。

まず、条例の伝聞として、お互いの感情をわかり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠くことのできないもの、それは言語であります。手話は言語であることを広く認識し、手話への理解の輪を広げ、全ての市民が心豊かに生活できる地域社会の実現を目指すこと

をうたうものです。

第1条から第3条では、条例制定の目的、聾者の定義及び基本理念を規定するもので、第1条では、手話は言語であること並びに条例の規定する目的を定めております。第2条では、聾者とは手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者と定義しています。第3条では、聾者は手話によるコミュニケーションを図る権利を有し、聾者と聾者以外のものが相互に人格及び個性を尊重するという基本理念を定めています。

次に、第4条から第6条では、それぞれ市の責務、市民等の役割及び事業者等の役割を規定するもので、第4条第1項では、市の責務として手話に対する理解を広める施策及び使いやすくする施策の推進について、また第2項では職員に対する手話の研修に努めることを規定しています。第5条第1項では、市民は手話に対する理解を含め、市の手話の推進に関する施策に協力すること。第2項では、聾者は市の施策に協力し、手話の理解、普及に努めることを規定しています。第6条第1項では、事業者等は手話に対する理解を深め、市の手話の推進に関する施策に協力すること。第2項では、聾者の利用しやすいサービスの提供や、聾者の働きやすい環境整備に努めることを規定しております。

次に、第7条では、障害者に関する計画と調和のとれた施策の推進方針を定め、推進方針に定める事項として、第2項で4つの事項を定義し、その推進方針については、公表することを規定しています。

次に、第8条では、施策の推進方針を策定、または変更する場合は、聾者並びに関係者等の意見を広く聞くために協議の場を設置しなければならないと規定しています。

次に、第9条では、学校教育の場における手話に接する機会の提供、取り組み及び理解の促進について規定しています。

最後に、第10条では手話に関する施策推進のため財政的措置を、また第11条では条例の施行に関し、必要な事項は別に定めるところの委任規定となっております。

なお、この条例の施行は平成30年4月1日でございます。

以上、議案第110号に関する提案説明です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の9ページをござんください。

議案第111号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

平成30年4月に実施します機構改革に伴い、関係する4つの条例を改正するための条例の制定でございます。

10ページをござんください。

第1条、紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正につきましては、支所及び出張所が所管する区域を明確にするための改正でございます。第2条、紀の川市食育推進会議条例の一部改正、次のページの第3条、紀の川市子ども・子育て会議条例の一部改正及び第4条、紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、部、課

の名称変更に伴う改正でございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） それでは、私から、議案第112号から議案第114号の3議案について補足説明をさせていただきます。

議案書12ページをごらんください。

議案第112号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、本年8月8日の人事院勧告に基づく、公務員の給与改定に関する取り扱いについて、11月17日に閣議決定され、改正給与法が12月8日に成立されたこと及び機構改革による職務の内容変更に伴い、紀の川市職員の給与に関する条例等の関係条例、4条例の所要の改正を行うものでございます。

議案書13ページをごらんください。

まず、第1条及び第2条につきましては、紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条の第26条第2項第1号で、平成29年12月の勤勉手当の支給率を「100分の85」から「100分の95」へ増額、ボーナスの支給月数を現行「4.3カ月分」から「0.1カ月分」引き上げ「4.4カ月分」とし、また同項第2号では、再任用職員の平成29年12月の勤勉手当の支給率を「100分の40」から「100分の45」に改めるものでございます。

また、第1条で14ページから25ページまでの別表第1及び別表第2の改正につきましては、平成29年4月1日にさかのぼって給与表を平均で1.2%増額改定するものでございます。

25ページから27ページの第2条は、第1条で増額改正した勤勉手当の支給率を平成30年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正と、平成30年度機構改革に伴い、組織の指揮命令系統等をより明確にするために、係制から班制に移行することによる役職名の改正を行うものでございます。

続きまして、27ページ、28ページをごらんください。

第3条及び第4条の改正につきましては、紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正で、まず、第3条の第2条第5項で、市長等の平成29年12月の期末手当の支給率を「100分の172.5」から「100分の177.5」へ増額改正し、第4条は第3条で増額改正した期末手当の支給率を平成30年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

続きまして、28ページから30ページの、第5条及び第6条の改正につきましては、紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第5条の第7条第5項で、特定任期付職員の平成29年12月の期末手当を「100分の162.5」から「100分の167.5」と支給率を改め、また29ページの別表第1及び別表第2の改正は

人事院勧告に基づき、給料月額を増額し、第6条では第5条で増額改正した期末手当の支給率を平成30年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

続きまして、30ページ、31ページの第7条及び第8条の改正につきましては、紀の川市議会議員の委員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第7条中の第7条第2項の改正で、平成29年12月の期末手当の支給率を「100分の222.5」から「100分の232.5」に増額改正し、第8条では、第7条で増額改正した期末手当の支給率を、平成30年からの6月支給分と12月支給分に振り分ける改正でございます。

附則といたしまして、第1項、第2項では施行期日及び適用年月日を、第3項では給与表の号給の切りかえ、第4項では既に支払った給与をこの条例の内払いとみなすものと規定してございます。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

議案第113号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてでございます。本議案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

34ページから35ページをごらんください。

改正内容につきましては、引用する法律の題名が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律から地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められたことによる条文の整備、またそれに係る基本計画に定める内容等が産業集積の形成または産業集積の活性化に関するものから、地域経済牽引事業の促進に関するものに改めるなど、用語及び条項のずれ等を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は施行期日の公布の日から施行し、経過措置として従前の企業立地計画等の規定により効力を有するもの、固定資産税の課税免除は従前の例によるものとしております。

続きまして、議案書37ページをお開きください。

議案第114号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正でございます。本議案は、地域再生法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

38ページをごらんください。

本条例の内容は、引用する法律、地域再生法が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正及び農村地域工業等導入促進法の改正に伴い、条文整備されたことによる条項のずれ等を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 議案書39ページをごらんください。

議案第115号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について御説明させていただきます。紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部を改正するものでございます。

次の40ページをごらんください。

紀の川市農林事業分担金徴収条例第4条の土地改良法が、土地改良等の一部を改正する法律が平成29年9月25日から施行されること等に伴い、第113条の2第2項を、第113条の3第3項に改めることになり、条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（登壇） 議案第116号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案書の41ページをごらんください。

議案第116号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正については、受給資格を見直すことによる所要の改正を行うもので、第1条では目的として、本手当の支給は特別児童扶養手当等の支給に関する法律の手当ての対象にならない者に対する手当であることを明確にする改正です。

次に、第2条第3項第1号の改正については、法の引用が第1条に規定されたための整理を、また同第2号の改正については、特別児童扶養手当を受けていない者に対する支給制限の条文を削り、新たに法に規定する障害児福祉手当の支給を受けているときは、本手当を支給しないことを規定するものです。

次に、第6条として新たに手当ての受給についての使用制限を規定するものです。

最後に第7条から第12条については、条文繰り下げによる改正でございます。

今回の改正によって、法による手当の支給と、本手当支給条例による手当の支給が見直されることになり、改正後は法による手当の支給、もしくは条例による手当の支給のどちらかになります。

なお、この条例の施行は平成30年4月1日からでございます。

以上、議案第116号に関する提案説明です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

部長、少しゆっくり説明をしてあげてください。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案書45ページ、46ページをごらんください。

議案第117号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由といたしましては、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が施行さ

れ、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が廃止されたため、本条例も廃止するのでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の47ページをごらんください。

議案第118号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、平成29年度補正予算書と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,686万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ308億5,794万7,000円とするものでございます。第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、国庫支出金、県支出金、諸収入を増額し、繰入金、市債を減額しております。

続きまして3ページ、4ページの歳出につきましては、人事院勧告に基づく職員給与の調整のほか、事業執行上急を要する事業について補正措置をしております。

5ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正として、一般廃棄物処理施設解体工事の限度額を1億1,340万円から2億3,630万円に変更するものでございます。

6ページをごらんください。

第3表、地方債補正として、今回の補正による各事業の地方債の限度額を変更しております。

次に、別冊の平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

14款、1項、1目、民生費国庫負担金、2節、児童福祉負担金、子どものための教育・保育給付費負担金2,930万2,000円の増額及び15款、1項、1目、民生費県負担金、2節、児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金1,465万円の増額、私立保育園運営事業に係る負担金でございます。

4ページをごらんください。

20款、5項、1目、雑入、一部事務組合負担金、前年度精算金を509万円増額しております。

6ページをごらんください。

歳出は、人件費及び国・県支出金返還金を除く主な事業について御説明申し上げます。

7ページをごらんください。

2款、1項、6目、財産管理費、庁舎管理事業1,250万円の増額。組織機構改革に伴う、庁舎内の案内サイン等の変更や、事務室等のレイアウト変更による庁用備品の購入に要する経費を増額するものでございます。

2款、1項、17目、基金費、基金積立事業では、財源調整のため財政調整基金積立金を5,633万7,000円減額しております。

11ページをごらんください。

3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者総合支援給付事業のうち、障害者補装具費620万4,000円の増額は、補装具費の支給申請が見込みより増加したことによるものでございます。

15ページをごらんください。

3款、2項、6目、児童福祉施設費、私立保育園運営事業5,860万5,000円の増額。子ども子育て支援法に定める法定価格加算率の増加及び処遇改善等加算の一部新設に伴い、私立保育園運営委託料、地域型保育給付費、施設型給付費をそれぞれ増額するものでございます。

17ページをごらんください。

4款、2項、2目、じんかい処理費、一般廃棄物処理施設解体事業1億5,206万8,000円の減額。那賀アメニティセンター施設解体工事の入札不調に伴う工事着手のおくれにより、今年度の負担割合が減少するため、監理委託料、工事請負費を減額するものでございます。

22ページをごらんください。

8款、4項、4目、都市公園整備事業費、都市公園整備事業580万円の増額。市民公園利用者の駐車スペースを確保するため、ゲートボール場西側に新設する駐車場整備に要する経費を増額するものでございます。

24ページをごらんください。

9款、1項、4目、消防施設費、消防施設整備事業940万円の増額。消防ポンプ車、排水ポンプ車等を格納するための防災倉庫の整備に要する経費を増額するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議お願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第119号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊補正予算書7ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,083万5,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の補正予算説明書の3ページから4ページをお願いします。

人事院勧告に基づく人件費の調整の予算措置として、歳入では雑入を減額し、歳出につきましては人件費の増額と一般会計繰出金の減額を計上するものでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書49ページ、議案120号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書10ページをお願いいたします。

平成29年度紀の川市の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,283万5,000円とするものでございます。

続きまして、別冊の補正予算（第1号）に係る説明書の3ページ、歳入をお願いいたします。

3款、1項、1目、繰入金、1節の一般会計繰入金で人件費増額に伴う補填として83万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

4ページ歳出では、人事院勧告による職員給与の調整により、1款、1項、1目、一般管理費人件費において83万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（登壇） 議案書50ページ、議案第121号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

別冊の補正予算書13ページから15ページになります。

平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万円を増額し、歳入歳出それぞれ70億7,044万4,000円と定めるところの補正予算です。

補正の内容については、別冊の平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算（第2号）に関する説明書1ページから4ページになります。

先に4ページから歳出をお願いします。歳出については、人件費の増額に対する保険料負担22%に相当する財源調整として、3款、1項、1目、介護保険給付費準備基金積立金を8万8,000円減額し、4款、3項、1目、包括的支援事業費の人件費について、

人事院勧告に伴う増として39万8,000円の増額補正をするものです。

次に、3ページに戻っていただいて、歳入ですが、歳出の人件費の増額分39万8,000円に対して、3款、国庫支出金で、国39%の15万5,000円、5款、県支出金で、県19.5%の7万7,000円、7款、繰入金で、市19.5%の7万8,000円をそれぞれの負担割合による補正となっております。

以上、議案第121号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の提案説明です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） 議案第122号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書16ページをごらん願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,348万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらん願います。

歳入では、人事院勧告に基づく人件費の増額分を、一般会計繰入金で調整を行うものでございます。

4ページから5ページの歳出でございますが、人事院勧告に基づく人件費の増額を計上してございます。

次に、議案第123号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書19ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,301万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書3ページをごらん願います。

歳入では7款、諸収入では落雷による損害保険の収入を計上し、5款、繰越金では歳入不足分を一般会計繰入金に計上してございます。

4ページの歳出でございますが、落雷による機器の修繕及び突発的な機器の故障による修繕費の増額を計上してございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） それでは、議案第124号から議案第126号までの3議案について御説明させていただきます。

まず、議案書の53ページ、議案第124号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを説明させていただきます。

別冊補正予算書の22ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算総額からそれぞれ21万9,000円を増額するもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、23ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。23ページの歳入では、4款、繰入金、2項、基金繰入金を、24ページの歳出では、1款、衛生費、1項、水道費を補正計上しております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書をごらんください。補正予算説明書の3ページをお開きください。

歳入において、4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、基金繰入金の増額を行っております。

4ページの歳出におきましては、1款、衛生費、1項、水道費、1目、簡易水道費では、人事院勧告に基づく人件費の調整を行っております。

簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については以上でございます。

続きまして、議案書の54ページ、議案第125号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

別冊補正予算書の25ページをお開きください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。支出につきましては、1款、水道事業費で28万7,000円を増額、内訳は営業費用で28万7,000円を増額を行っております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書2ページをお開きください。

収益的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整を行っております。

水道事業会計補正予算（第2号）につきましては以上でございます。

続きまして、議案書の55ページ、議案第126号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを説明させていただきます。

別冊補正予算書の26ページをお開きください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。支出につきましては、1款、工業用水道事業費用で28万8,000円を増額、内訳は営業費用で28万8,000円を増額を行っております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをお開きください。

収益的支出では、人事院勧告等に基づく人件費の調整を行っております。

工業用水道事業会計補正予算（第1号）については以上でございます。

以上、3議案について御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） 議案第127号から第134号までの8議案について御説明申し上げます。

まず、議案書56ページをごらん願います。

議案第127号 紀の川市道路線の廃止について、道路法第10条の3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、京奈和自動車道建設により、市道路線を廃止するものでございます。廃止路線につきましては、整理番号1番から3番まで3路線の路線名、起終点を記載してございます。

次に、議案書57ページをごらん願います。

議案第128号 紀の川市道路線の廃止については、市道路線の認定により重複する市道路線を廃止するものでございます。廃止路線について、整理番号4番、5番、2路線の路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書58ページをごらん願います。

議案第129号 紀の川市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、京奈和自動車道建設により改良した道路を市道路線とするものでございます。認定路線について、整理番号1番、2番、2路線の路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書59ページをごらん願います。

議案第130号 紀の川市道路線の認定については、京奈和自動車道建設により新たに整備した道路を市道路線とするものでございます。認定路線について、整理番号3番、4番、2路線の路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書60ページをごらん願います。

議案第131号 紀の川市道路線の認定については、寄附により取得した既存道路を市道路線とするものでございます。認定路線について、整理番号5番、6番、2路線の路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書61ページをごらん願います。

議案第132号 紀の川市道路線の認定については、交差点協議により整備する道路を市道路線とするものでございます。認定路線について、整理番号7番、路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書62ページをごらん願います。

議案第133号 紀の川市道路線の認定については、既存道路を市道路線とするものでございます。認定路線について、整理番号8番で、路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書63ページをごらん願います。

議案第134号 紀の川市道路線の認定については、寄附により取得した開発道路を市道路線とするものでございます。認定路線について、整理番号9番で、路線名及び起終点を記載してございます。

なお、別冊の議案資料といたしまして、2ページから15ページにそれぞれの位置図を添付してございますので、ごらん置きいただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、日程第2のうち、議案第109号 教育委員会委員の任命についてにつきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決まで行いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号につきましては、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、議案第109号 教育委員会委員の任命について質疑、採決を行います。

議案第109号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これにより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第109号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、あすから24日までは議案精査のため、休会といたします。

次会は、12月25日月曜日、午前9時30分より会議を開きます。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時34分）